

2017年10月24日
全国港湾17発第21号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)



17秋年末闘争中央行動及び地区統一行動に関する指示

公文第14号(9月19日付)準備指示にもとづく17秋年末闘争について、9月14日(木)に開催した第2回中央執行委員会で、下記の通り確認した。

については、各単組・地区港湾は、次の取り組みを進めるよう指示する。

記

1. 中央行動の内容について

- (1) 日 時 2017年11月21(火)～22日(水)
- (2) 具体的な行動内容
 - ① 21日(火)午後 行政交渉(国土交通省、厚生労働省、経産省、消防庁)
ユーザー・荷主要請(外船協、貿易会)
 - ② 22日(水)午前 院内決起集会/行政交渉報告と政党懇談会(仮称)
 - ③ 京浜3港を除く、地区港湾代表2名(中執を除く)を参加できるようにすること。
 - ④ 東京港湾=15名、全横浜港湾=15名、川港労協=5名を取り組むこと。
- (3) 申し入れ内容(文書)については30日(月)開催の常任中執で確認し、地区で活用できるようにする。実施要綱等、詳細については後日送付する。
- (4) 中央行動参加者の交通費・日当を支給する。
各単組・地区港湾は、参加者氏名、交通経路、飛行機利用の場合は航空券のコピー(または領収書のコピー)、飛行機+宿泊パックの場合は領収書のコピーを取りまとめて、11月10日(金)までに全国港湾書記局に送付のこと。
- (5) 参加者は可能な限り、11月22日(水)午後予定している、書記長・事務局長会議参加者と同一人とするよう要請する。

2. 地区統一行動の取り組みについて

- (1) 取組期間は、10月16日～11月2日(木)を、地区統一行動ゾーンとして設定し、中央行動と連動した諸課題と地区独自課題を掲げて取り組むこと。
- (2) 各単組・地区港湾は公文14号指示に基づき、取り組むこと。
- (3) 地区統一行動の取り組み内容、行政交渉の結果について文書で報告する事。
- (4) 教宣ポスターは、現場事務や組合事務所等に貼りだして活用する事。

以上